

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（農林水産省）

制 度 名	信用保証協会等が受ける抵当権の設定登記等の税率の軽減（農業信用基金協会）				
税 目	登録免許税（措法 7 8 ②一）				
要 望 の 内 容	<p>農業信用基金協会が行う債務保証業務に係る担保の抵当権設定登記について、登録免許税の税率の軽減措置（本則 4/1000→特例 1/1000）の適用期限（平成 23 年 3 月 31 日まで）の 2 年間延長すること。</p> <table border="1" data-bbox="874 875 1490 967"> <tr> <td data-bbox="874 875 1197 967">平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）</td> <td data-bbox="1197 875 1490 967">— 百万円 （▲1,400 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲1,400 百万円）
平年度の減収見込額 （制度自体の減収額）	— 百万円 （▲1,400 百万円）				
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 農業信用基金協会は、信用力の脆弱な農業者等の信用力を補完し、農業近代化資金その他農業経営に必要な資金の円滑な融通を図ることにより、農業経営の改善に資することを目的としている。 この目的を達成するためには、登録免許税の軽減措置を講ずることにより、農業者等に過度の負担を与えることなく資金の円滑な融通を図る必要がある</p> <p>(2) 施策の必要性 「補助から融資」への政策転換の中で、農業信用基金協会が行う債務保証は、農業者等の信用力を補完し、経営展開のために必要な資金の融通を円滑にする措置として益々必要性が高まっており、農業経営の改善に大きく貢献するものである。 また、「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）において、「意欲ある多様な農業者による農業経営の推進」を図るために、「多様な農業者による農業経営の特性に応じた資金調達の円滑化」が必要とされたところであり、その中で、農業信用基金協会の債務保証により農業者の脆弱な信用力を補完することが不可欠。</p>				

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 農業の持続的な発展</p> <p>《政策分野》 意欲ある多様な農業者による農業経営の推進</p>															
		政策の達成目標	農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、近年の債務保証引受実績を目安として信用補完を実施することにより、「食料・農業・農村基本計画」等の実現に向け着実に施策を展開していく。															
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成25年3月31日まで（2年間）															
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。															
	政策目標の達成状況	<p>農業者等の信用を補完する債務保証制度の性格上、積極的なものとしての数値目標はなじまないが、債務保証の引受実績は以下のとおり。</p> <p>農業信用基金協会の債務保証の引受実績 <span style="float:right">(単位：億円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保証実績</td> <td>10,158</td> <td>10,698</td> <td>9,204</td> <td>10,246</td> <td>9,383</td> </tr> </tbody> </table>						17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	保証実績	10,158	10,698	9,204	10,246	9,383
			17年度	18年度	19年度	20年度	21年度											
	保証実績	10,158	10,698	9,204	10,246	9,383												
	要望の措置の適用見込み	<p>平成23年度適用事業者数：16,086件 平成23年度減税見込額：984百万円</p>																
	有効性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融通の円滑化が図られ、農業経営の改善に対する一定の貢献が見込まれる。															
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし															
相当性	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし																
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—																
	要望の措置の妥当性	<p>債務保証を受けようとする農業者の負担を軽減する本措置は、農業者への融資を通じて、農業者の創意工夫による経営努力を促進させるものであり、補助等の他の措置と比べて有効な手段である。</p> <p>農業者の信用力の脆弱さは、①生産が自然条件に大きく左右される、②資金の回転率が低く資金返済までの期間が長い、③農地等担保の処分が特殊である等、農業に特有のリスク特性に起因する。本措置は、このような、経営努力等により克服することが困難な農業者の条件不利を軽減するものであり、公平性を損なうものではなく、租税の基本理念に照らして妥当である。</p>																

		融資を受けるにあたって農業者は依然として条件不利にあり、引き続き本要望が必要であることに変わりはない。																
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>当該特例措置の適用実績 (単位：件、百万円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対象者数</td> <td>156,810</td> <td>157,032</td> <td>151,682</td> </tr> <tr> <td>適用事業者数</td> <td>16,062</td> <td>16,973</td> <td>13,747</td> </tr> <tr> <td>減税額</td> <td>999</td> <td>1,069</td> <td>840</td> </tr> </tbody> </table> <p>(本措置は、信用力の脆弱な農業者全体を対象とするものであり、特定の者に偏ってはいない。)</p>		19年度	20年度	21年度	対象者数	156,810	157,032	151,682	適用事業者数	16,062	16,973	13,747	減税額	999	1,069	840
		19年度	20年度	21年度														
	対象者数	156,810	157,032	151,682														
	適用事業者数	16,062	16,973	13,747														
減税額	999	1,069	840															
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	農業者の信用を補完する債務保証制度の性格上、本措置の適用による効果を定量的に示すことは困難であるが、本措置により農業者の資金融通の円滑化が図られ、農業経営の改善に一定の貢献を果たしている。																	
前回要望時の達成目標	本要望の性格上、達成目標は示していない。																	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	本要望の性格上、達成目標は示していない。																	
これまでの要望経緯	昭和48年に創設、以降2年ごとに適用期限を延長してきた。																	